

平成25年度水道事業会計決算報告

業務状況(表①参照)

平成25年度は、大矢谷地区飲料水供給施設の統合を実施したこともあり、給水戸数は全体で前年度より23戸増加しました。しかしながら給水人口の減少に伴い(△325人、前年度比△1・42%)年間総配水量、年間有収水量、1日最大配水量が前年度を下回る結果となりました。また、有収率も前年度比1・92%の減少となりました。

財政状況(表②参照)

本年度の総事業収益は3億6706万3千円、総事業費用は3億5589万3千円となりました。この結果、当年度は純利益1117万円を計上する結果となりました。一方、資本的収入は6512万4千円、資本的支出は2億655万1千円となり、この1億4142万7千円の不足額は、過年度分損益勘定留

保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

総括事項

毎年安心できれいな水道水の安定供給を図りながら、勝山市水道事業の健全な財政基盤の確立に努めています。主な収入である水道料金収入は、平成25年度に大矢谷地区飲料水供給施設を上下水道に統合したものの、対前年度比1・93%の減収となりました。一方、支出においては事務所

経費などの削減に努めていますが、人事異動による職員人件費の増、平成26年度から適用している新会計基準への対応および消費税率改定に係るシステム改修費の皆増、平成24年度に統合した木根橋地区簡易水道に係る資産の減価償却が始まったことなどにより水道事業費用全体で前年度比3・52%、1209万5千円の増加となりました。今後も、清浄で安全な水の供給を図るため、既存水道施

設の維持管理の充実を怠ることなく、社会経済状況の変化などを見据えながら更に経営の効率化を図るため、なお一層の経営努力が必要と考えています。水道事業会計決算の詳細については、決算書を勝山市立図書館に備えてありますのでご覧ください。

上下水道課(市民会館2階) ☎88・8109

表① 業務状況

項目	業務量	前年度比
給水人口	22,552人	-1.42%
給水戸数	7,290戸	0.32%
年間総配水量	3,021,398 m ³	-0.24%
年間有収水量	2,427,422 m ³	-2.16%
1日最大配水量	14,387 m ³ (平成25年8月5日)	-2.84%
有収率	80.34%	-1.92%
導送配水管延長	321,825.9 m	1.70%

表② 財政状況

【収益的収支(税抜)】

区分	H25年度決算額	H24年度決算額
収入	3億6,706万3千円	3億7,277万3千円
支出	3億5,589万3千円	3億4,379万8千円
差引	1,117万円	2,897万5千円

【資本的収支(税込)】

区分	H25年度決算額	H24年度決算額
収入	6,512万4千円	5,008万6千円
支出	2億655万1千円	2億3,261万2千円
差引	-1億4,142万7千円	-1億8,252万6千円

表③ 主な拡張事業

事業名(工事名)	地係	事業費(工事費)
主要地方道勝山丸岡線配水管布設工事 その2	荒土町松ヶ崎	561万8千円
主要地方道勝山丸岡線配水管布設工事 その1	荒土町松ヶ崎	474万6千円
市道6-33号線ほか配水管布設工事	郡町3丁目	458万6千円

表④ 主な改良事業

事業名(工事名)	地係	事業費(工事費)
法恩寺膜モジュール取替工事	勝山市170字	1,018万5千円
地上式消火栓設置工事 その3	栄町4丁目他	547万1千円
地上式消火栓設置工事 その4	昭和町1丁目他	529万2千円
主要地方道勝山丸岡線配水管布設替工事	元町2丁目他	520万8千円

国保

勤務先から保険証をもらったら 国民健康保険喪失のお手続きを

就職や扶養認定により会社などの健康保険に加入した方は、市民課で国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。会社などが本人に代わって手続きをすることはありませんので、必ずご自身で手続きをしてください。

新しい保険証がお手元に届いたときは…
新しい保険証に変わったことを病院にお知らせください。

市民課(市役所1階) ☎88-8102

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証(勤務先から交付されたもの)
- ・国民健康保険証
- ・印鑑(認印可)
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)

ご注意ください!

会社などの健康保険に加入した後に、国民健康保険証を使って医療を受けてしまった場合、国民健康保険が負担した医療費を返していただくことになります。

特定健診を受診しましたか?

特定健診を受けることにより、健康管理や病気の早期発見ができ、医療費の節約にもつながります。

通院中の方も受診しましょう。黄色の封筒で5月末に発送している健診通知をご確認ください。新たに国保に加入した方や受診券を無くされた方は、健康長寿課へお申し込みください。

健康長寿課(すこやか内) ☎87-0888

年金

保険料を納めた方

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～
国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際に必ず添付してください。

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された方の社会保険料控除に加えることができます

■証明書が送付される時期

- ・平成26年11月上旬
⇒9月30日までに保険料を納付された方
- ・平成27年2月上旬
⇒10月1日以降にはじめて保険料を納付された方

市民課(市役所1階) ☎88-8102

年金受給者の方へ

「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく!

老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税がかかります。

下記の金額の老齢年金を受け取られた方には「扶養親族等申告書」が11月上旬にお手元に届きますので、届きましたら、お早めに年金事務所へ提出してください。

年齢	年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

<注>提出されないと、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収額が多くなる場合がありますので、扶養親族となる方がいない場合でも忘れずに提出してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」・「扶養親族等申告書」はいずれも日本年金機構より郵送されます。

福井年金事務所 ☎0776-23-4516